

総行応第 68 号
令和 8 年 3 月 23 日

各都道府県担当部局長 殿
(市町村担当課・地域振興担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地域力創造審議官
(公印省略)

地域活性化起業人制度推進要綱の一部改正について (通知)

日頃より地域活性化起業人制度の推進のため、格別の御配慮・御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

地域活性化起業人制度推進要綱 (令和 7 年 3 月 31 日付け総行応第 135 号) の一部について、別添のとおり改正を行いますので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。なお、本通知による取扱いは、令和 8 年度から特別交付税措置の対象となります。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村 (地域振興担当課及び財政担当課) にこの旨、確実に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- (別添)・「地域活性化起業人制度」(概要)
- ・「地域活性化起業人制度推進要綱」(改正後)
 - ・「地域活性化起業人制度推進要綱」(新旧対照表)
 - ・「地域活性化起業人の活用に係る Q & A」(改正後)

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課
担当：宮川課長補佐、仁木係長、大城事務官、谷地事務官
電話：03-5253-5392 (直通)
E-mail：chiikikasseikal@soumu.go.jp

「地域活性化起業人制度」推進要綱

令和3年3月30日（総行応第78号）制定
令和6年3月29日（総行応第131号）一部改正
令和7年3月31日（総行応第135号）一部改正
令和8年3月23日（総行応第68号）一部改正

第1 趣旨

我が国は人口減少時代に突入しており、そのもとで地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいくことが重要とされている。

人口減少のもとでも、地域経済を成長させ社会機能を維持するための適応策を講じることが重要であるといった認識を、官民間問わず共有し、的確な政策を地域全体で展開していくことが、今後重要となってくる。

こうした中で、地方圏へのひとの流れを創出することに向けて、都市部（三大都市圏内の市町村や、三大都市圏外の指定都市、中核市、県庁所在市）に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、地方自治体にとって、例えば、マーケティング技術を活かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを活かした地域中小企業支援や、中心市街地活性化の実施、専門的知識を活かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるため、有効な方策と考えられる。また、企業にとっても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすことや、経験豊富な人材への新たなライフステージの提供などにもつながる。

また、近年、都市住民の地方への関心が高まり、企業においても社員の副業を認める潮流が加速する中、都市部の企業人材の「自らのスキルで社会貢献したい」というニーズに加え、都市部の企業で活躍後に退職した者のノウハウや知見を活かしながら、副業等の形態により企業人材が個人として地域活性化の取組を展開することも、地方の関係人口の創出・拡大にも資する有益な方策と考えられる。

これらを踏まえ、総務省としてより幅広い観点から、地域を起こす企業人材の仕組みとして、第2以下に掲げる「地域活性化起業人制度」（以下「本制度」）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地域活性化起業人は、受入自治体と協議の上、合意した条件の下、第3に規定する「企

業派遣型地域活性化起業人」、「副業型地域活性化起業人」又は「シニア型地域活性化起業人」として、6月以上3年以内の期間、地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事する。

第3 要件

(1) 「企業派遣型地域活性化起業人」

① 企業派遣型地域活性化起業人

この要綱における「企業派遣型地域活性化起業人」とは、次に掲げる(ア)から(ウ)までの全てに該当する者をいう。

(ア) 派遣時の勤務地

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者であること。ただし、入社後3月未満の者及び企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。

(i) 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること。

(ii) 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市(以下「指定都市等」という。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)であること。

(イ) 受入期間及び業務内容

6月以上3年以内の期間、受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

(ウ) 派遣中の勤務地及び勤務日数

派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にあり、以下の要件を満たす者であること。

- ・派遣期間の各月において、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・派遣期間の全期間において、受入自治体の開庁日の半分を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

② 受入自治体

この要綱における「受入自治体」とは、本制度の趣旨に賛同して地域活性化起業人

を受け入れる意向を持ち、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに該当する市町村をいう。

（ア）三大都市圏外の市町村

（イ）三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村（※1）、定住自立圏に取り組む市町村（※2）及び人口減少率が高い市町村（※3）

ただし、（ア）又は（イ）の市のうち指定都市等は、三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等から企業派遣型地域活性化起業人を受け入れることができない。

また、（ア）又は（イ）の市町村のうち三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等の本社と同一道県内にある市町村は、原則、当該企業等から企業派遣型地域活性化起業人を受け入れることができない。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げる（a）から（g）までのいずれかに該当する市町村である。

（a）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域の市町村（同法附則第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき公示された特定市町村及び特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。）

（b）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

（c）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

（d）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

（e）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

（f）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

（g）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をい

う。)及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

(2) 「副業型地域活性化起業人」

① 副業型地域活性化起業人

この要綱における「副業型地域活性化起業人」とは、次に掲げる(ア)から(ウ)までの全てに該当する者をいう。

(ア) 勤務地

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者であること。ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。

(i) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること。

(ii) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。)であること。

(イ) 受入期間及び業務内容

6月以上3年以内の期間、受入自治体の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務であり、月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事する者であること。

(ウ) 滞在日数

受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

② 受入自治体

第3(1)②と同じ。ただし、第3(1)②中「企業派遣型地域活性化起業人」とあるのは、「副業型地域活性化起業人」と読み替えるものとする。

(3) 「シニア型地域活性化起業人」

① シニア型地域活性化起業人

この要綱における「シニア型地域活性化起業人」とは、次に掲げる(ア)から(エ)までの全てに該当する者をいう。

(ア) 企業在職経験及び居住地

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者であること。ただし、現に受入自治体の区域に居住する者を除く。

(i) 三大都市圏に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住している者であること。

ただし、企業在職時に三大都市圏外に居住しており、その後在職時から転居し

ていない者は、対象となる。

- (ii) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等に居住している者であること。

ただし、企業在職時に三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に居住しており、その後在職時から転居していない者は、対象となる。

- (イ) 企業退職日からの年数

受入開始日が企業を退職した日からおおむね5年以内であること。

- (ウ) 受入期間及び業務内容

6月以上3年以内の期間、受入自治体の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務であり、月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務に従事する者であること。

- (エ) 滞在日数について

受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

② 受入自治体について

第3(1)②と同じ。ただし、第3(1)②中「から企業派遣型地域活性化起業人」とあるのは「に在職した経験があるシニア型地域活性化起業人」と読み替えるものとする。

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 本制度は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ、別紙のとおり、財政上の措置を講じるものであること。
- (2) 企業派遣型地域活性化起業人の派遣形態及び派遣期間中の勤務条件等については、派遣元企業と受入自治体が合意した上で決定すること。
- (3) 副業型地域活性化起業人の副業形態及び条件等については、副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体が合意した上で決定すること。
なお、副業型地域活性化起業人になろうとする者は、事前に勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を得ること。
- (4) シニア型地域活性化起業人の業務形態及び条件等については、シニア型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体が合意した上で決定すること。
なお、受入自治体は、シニア型地域活性化起業人になろうとする者が、地域課題を解決する取組を展開する際に必要なノウハウ等を有していることを、事前にしっかりと

確認すること。

- (5) 受入自治体は、地域活性化起業人が円滑に業務に従事できるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。また、企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業や副業型地域活性化起業人が勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に地域活性化起業人を従事させないなど、公正な職務執行を確保するため必要な配慮を行うこと。
- (6) 本制度の趣旨に鑑み、同一の派遣元企業から同一の受入自治体が連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすること。ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象とする。
なお、同一の人物を同一の受入自治体が地域活性化起業人として受け入れる場合、本制度の対象は通算して3年を上限とすること。
- (7) 同一の人物が地域活性化起業人として同時期に派遣される又は副業することができる市町村は1のみとすること。
また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできないこと。
- (8) 総務省は、本制度の推進に取り組む受入自治体に対して、先進事例・優良事例の調査や地方自治体への情報提供、地域活性化起業人に対する研修機会の提供等を行う。

「地域活性化起業人制度」の推進に向けた財政措置について

受入自治体が、本要綱に基づき地域活性化起業人制度に取り組む場合の財政支援については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

- ① 企業派遣型地域活性化起業人については、本要綱第3（1）①に該当する者を、副業型地域活性化起業人については、本要綱第3（2）に該当する者を算定対象とする。ただし、企業派遣型地域活性化起業人については、同一の派遣元企業から複数名派遣されている場合、受入自治体1団体あたり2名までを算定対象とし、受入自治体から従前より給与等を支払われている者及び派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にならない者は算定対象から除くものとする。
- ② 本要綱における「企業等」は、株式会社その他総務大臣が認める法人とする。

2. 対象経費

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
(例)
 - ・地域活性化起業人を招へいするための募集・PR、派遣元企業や地域活性化起業人になろうとする者との協定等締結のために必要となる経費
 - ・派遣意向企業や地域活性化起業人になろうとする者等の現地視察（現地説明会を含む。）を実施するために必要となるバス、会場等の使用料
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
(例)
 - ・企業派遣型地域活性化起業人に関する派遣元企業に対する負担金等
 - ・副業型地域活性化起業人又はシニア型地域活性化起業人に対する報償費等
 - ・地域活性化起業人が研修等を受講するために必要となる旅費、負担金（同行する常勤職員分は除く。）
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
(例)
 - ・地域活性化起業人が主体となって発案・提案し自治体を実施したイベント、調査研究事業に要した経費（旅費・謝金（報償費）、賃借料（備品の購入・買取は除く。）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。）

など)

3. 措置額

① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

会計年度開始の日から地域活性化起業人を受け入れる場合にあつては、当該年度に地域活性化起業人を受け入れることを疎明するに足りる資料を提出する場合にのみ措置の対象とする。また、年度の中途から地域活性化起業人の受入れを開始する場合にあつては、当該年度において受入れが開始されるまでの期間に係る経費を措置の対象とする。

② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費

(ア) 企業派遣型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、企業派遣型地域活性化起業人1名につき、その合計額が6,100千円を超えるときは、6,100千円を上限とする。

なお、年度の中途から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合にあつては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。また、本要綱上の要件（受入自治体内での従事等）を満たさない月があつた場合においても、原則、月割により計算した額を上限額とする。

(イ) 副業型地域活性化起業人又はシニア型地域活性化起業人

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、副業型地域活性化起業人又はシニア型地域活性化起業人1名につき、報償費等及び旅費それぞれが1,000千円を超えるときは、1,000千円をそれぞれの上限とする。

なお、報償費等については、年度の中途から副業型地域活性化起業人又はシニア型地域活性化起業人の場合にあつては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。受入期間が1年に満たない年度においても同様とする。また、本要綱上の要件（受入自治体内での従事等）を満たさない月があつた場合においても、月割りにより計算した額を上限額とする。

旅費については実際に支出した経費を対象とする。

③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費

受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、地域活性化起業人1名につき、その合計額が1,000千円を超えるときは、1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限とする。

きぎょうじん
地域活性化起業人の活用に係るQ&A

令和4年4月14日

一部改正 令和4年5月25日

一部改正 令和4年6月9日

一部改正 令和5年6月28日

一部改正 令和6年3月29日

一部改正 令和7年3月31日

一部改正 令和8年3月23日

目次

- Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 3 シニア型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 4 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要がありますか。
- Q 5 制度の活用開始時期に期限はありますか。
- Q 6 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。
- Q 7 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。
- Q 8 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。また、三大都市圏外に本社、三大都市圏内に支社がある場合に、制度を活用することはできますか。
- Q 9 企業派遣型地域活性化起業人について、受入自治体の区域内において月の半分以上の業務に従事できないやむを得ない事情がある場合、どのように対応すればよいですか。
- Q 10 企業派遣型地域活性化起業人について、同一の派遣元企業から同一の受入自治体が連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすることとされていますが、グループ会社の企業から同一の地方自治体に派遣する場合は、続けて派遣してよいですか。
- Q 11 企業派遣型地域活性化起業人について、労災保険等はどちら（派遣元企業か受入自治体）が負担すべきなのでしょう。
- Q 12 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を企業派遣型または副業型により活用する場合に留意すべきことはありますか。
- Q 13 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。
- Q 14 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。
- Q 15 副業型地域活性化起業人における留意点はありますか。

- Q16 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。
- Q17 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。
- Q18 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。
- Q19 シニア型地域活性化起業人について年齢制限はありますか。
- Q20 シニア型地域活性化起業人の要件について、「おおむね5年以内」とありますが、退職後の期間はどのように確認すればよいですか。また、退職後5年を過ぎた者を活用することはできますか。
- Q21 シニア型地域活性化起業人を活用する場合に留意すべきことはありますか。
- Q22 地域活性化起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事させないこととは、具体的にどのようなことでしょうか。
- Q23 月の途中で地域活性化起業人を受け入れた場合、月割により計算した額を算出する際に、受入月は算入してよいでしょうか。

Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「企業派遣型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 派遣元企業と受入自治体のマッチング
 - ② 派遣元企業と受入自治体との間で協定書案を作成（別添「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」にて確認）
 - ③ 協定書に基づき協定を締結
 - ④ 人材の受入開始

Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「副業型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
 - ② 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
 - ③ 副業型地域活性化起業人になろうとする者は、勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を事前に得る（受入自治体への承諾書等の提出）
 - ④ 契約書等に基づき契約等を締結
 - ⑤ 副業の開始

Q 3 シニア型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「シニア型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① シニア型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
 - ② シニア型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「シニア型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
 - ③ 契約書等に基づき契約等を締結
 - ④ 業務の開始

Q 4 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取する必要がありますか。

- 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 5 制度の活用開始時期に期限はありますか。

- 制度の活用はいつでも可能です。当該年度と来年度にまたぐ場合でも、6月以上の期間、継続して受入自治体に派遣される場合は対象となります（例：令和8年1月～6月までの6月の場合など）。なお、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。
- 派遣元企業に対する負担金など企業派遣型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費（上限額 年間610万円／人）について、年度の中から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。
- また、副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費のうち報償費等（上限額 年間100万円／人）について、年度の中から副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。なお、旅費については、支出した実額で措置されます（上限額 年間100万円／人）。

Q 6 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。

- 特別交付税は市町村に措置されるものですので、総務省から、派遣元企業に直接お支払いすることはありません。
- なお、企業派遣型地域活性化起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

Q 7 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。

- 企業派遣型地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度」推進要綱第3（1）①（イ）において、6月以上3年以内の期間、受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。
- 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、派遣元企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q 8 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。また、三大都市圏外に本社、三大都市圏内に支社がある場合に、制度を活用することはできますか。

- 地域活性化起業人になろうとする者が三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることができます。
- ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。
- また、本社が三大都市圏外に所在する場合であっても、三大都市圏に所在する支社・支店において人事採用権を有し、支社・支店において地方自治体と協定締結が可能ななど、一部本社機能を有する支社・支店の場合は、支社・支店と地方自治体が協定を締結することによって活用可能です。

Q9 企業派遣型地域活性化起業人について、受入自治体の区域内において月の半分以上の業務に従事できないやむを得ない事情がある場合、どのように対応すればよいですか。

- 月の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事できないやむを得ない事情がある場合は、当該月の前月及び後月（派遣期間に限る）の中で、月の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事した日数を超えて、当該月の不足分の日数の業務に従事した場合は、当該月について半分以上受入自治体の区域内において業務に従事したものと見なします。
- やむを得ない事情とは、起業人としての業務の性質上、受入自治体以外の地方自治体への出張やイベント出展等のほか、忌引き、航空便・船の欠航、病欠、当人の責に帰さない事情等が想定されます。
- 例えば、全月開庁日を20日（10日以上受入自治体の区域内で業務の従事が必要）と仮定し、5月に月の半分以上業務に従事できなかった場合で、前月の4月及び後月の6月の中で半分を超えて受入自治体内で勤務した場合は、5月も半分以上勤務したもの（当該月、当該月の前月及び後月の「3月の合算」で半分以上を満たしていれば可）と見なします。

【受入自治体での勤務日数例（開庁日20日と仮定）】

起業人	4月	5月	6月	
A	10日	9日 ×	10日	5月は特交対象外
B	12日	8日 ○	10日	5月も特交対象
C	11日	8日 ○	11日	5月も特交対象

Q10 企業派遣型地域活性化起業人について、同一の派遣元企業から同一の受入自治体が連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすることとされていますが、グループ会社の企業から同一の地方自治体に派遣する場合は、続けて派遣してよいですか。

- グループ会社は別の企業ですので、「同一の派遣元企業」には当たりませんが、実質的に、同一の派遣元企業から同一の受入自治体に対し、3年を超えて連続して派遣するようなことは適当ではありません。受入自治体において、企業及び企業のグループの実態を踏まえ、適切に判断してください。

Q11 企業派遣型地域活性化起業人について、労災保険等はどちら（派遣元企業か受入自治体）が負担すべきなのでしょう。

- 労災保険等の対応について、原則、協議により決定されるものと考えております。地域活性化起業人の身分によって、各種災害補償の対応可否が変動すると思われるので、受入自治体及び派遣元企業における規則等に則って協議により決定してください。

Q12 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を企業派遣型または副業型により活用する場合に留意すべきことはありますか。

- 三大都市圏に所在する企業の社員を活用する場合の受入自治体は、
 - ①三大都市圏外の市町村
 - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村ですが、三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を活用する場合の受入自治体は、上記①、②のうち、指定都市、中核市及び県庁所在市以外の市町村に限られますので、ご留意願います。（例えば、札幌市が仙台市に所在する企業の社員を活用することはできません。）
- また、企業が受入自治体と同一道県内に所在する場合は活用することはできません。

Q13 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。

- 「地域活性化起業人制度」は、市町村が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。
- よって、地域活性化起業人は、受入自治体の希望する業務内容に対応できるノウハウや知見を十分に有していることが必要であり、受入自治体においては、派遣元企業や副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人になろうとする者と十分に協議し、そのノウハウや知見を確認の上、協定等を締結してください。
- また、別添「チェックリスト」にて確認するほか、特に以下に御留意ください。
- 企業派遣型地域活性化起業人においては、入社後3月未満の者や、派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

 - ・ 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
 - ・ 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人においては、受入自治体での業務について、以下の要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となりますので、御留意ください。
 - ・ 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
 - ・ 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

Q14 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。

- 地域活性化起業人については、企業派遣型及び副業型ともに、適切な就業時間の管理や労働者等の安全への配慮を実施する観点から、同一の人物が同時期に2つ以上の市町村で就業することはできません。
- また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできません。
- なお、企業派遣型及び副業型ともに、同一の人物を同一の受入自治体において受け入れる場合、本制度の対象は3年が上限となります。同一の人物について、現在の受入自治体以外の他の市町村で新たに地域活性化起業人として受け入れる場合は、企業派遣型及び副業型ともに同制度の対象となります。

Q15 副業型地域活性化起業人における留意点がありますか。

- 企業等に勤務する者が、市町村で副業を行う際は、市町村と副業型地域活性化起業人になろうとする者との間で、業務委託契約や雇用契約を締結することになりますが、雇用契約を締結するにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業のガイドライン（令和4年7月改訂）」を参考にしつつ、適切な労働時間の管理や労働者の安全への配慮を行ってください。
- また、業務委託契約を締結することも想定されますが、この場合であっても、就業時間が長時間とならないよう適切な配慮を行うほか、副業人材の健康確保に資する適切な措置を講じてください。なお、契約形式のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」とであると判断されれば、労働関係法令（具体的には労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等）が適用されますので、御留意願います。
- 副業を行うことにより、20万円以上の副収入がある場合は、個人による確定申告が必要となりますので、適切に対応するよう労働者等へ周知してください。

Q16 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。

- 業務委託の契約書等については、主に以下のような項目を規定することが想定されます。
- ・ 名称・趣旨
 - ・ 委嘱
 - ・ 業務内容
 - ・ 業務形態
 - ・ 委嘱期間
 - ・ 報償費・旅費等 等

Q17 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。

- 受入自治体における滞在要件である「月1日」については、その業務内容に合わせ、要件である「月4日」や「月20時間」に含めても差し支えありません。
- なお、「月1日」の滞在要件は、受入自治体内での地域住民や職員との対面での交流など、本制度の趣旨である地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大のために必要な要件としております。

Q18 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。

- 一般社団法人やNPO法人等は、推進要綱別紙1②の「企業等」に該当しますが、地域活性化起業人の対象としては、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象となりません。

Q19 シニア型地域活性化起業人について年齢制限はありますか。

- 年齢制限はありません。企業において培ったノウハウや本人のスキル等を踏まえて、受入自治体において適切に判断してください。

Q20 シニア型地域活性化起業人の要件について、「おおむね5年以内」とありますが、退職後の期間はどのように確認すればよいですか。また、退職後5年を過ぎた者を活用することはできますか。

- 退職後の期間については、受入自治体が、シニア型地域活性化起業人になろうとする者から退職証明書等の期間を証明できる書類の提出を求めるなどの方法により確認することを想定しています。
- 退職後5年を過ぎた者であっても、直ちに対象外となるものではありませんが、受入自治体において、在職時の職務内容、企業において培ったノウハウや本人のスキル等を十分に確認のうえ、地域活性化起業人として適任であるかどうかを、適切に判断し活用する必要があります。受入自治体においては、適任と判断した理由を十分に説明できるようにしてください。

Q21 シニア型地域活性化起業人を活用する場合に留意すべきことはありますか。

【三大都市圏内に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 三大都市圏内に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住する者をシニア型地域活性化起業人として活用することができます。
- また、企業在職時から三大都市圏外から通勤していたなど、三大都市圏外に居住する者については、在職時から転居していない場合に限り対象となります。ただし、現に受入自治体の区域内に居住する者を活用することはできません。（例えば、茨城県取手市に居住し、東京都に所在する企業に同市から通勤していた場合、退職後も転居していない場合は対象となります。ただし、取手市は当該者を活用することはできません。）

【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職した経験があり、現在、以下のいずれかに居住する者をシニア型地域活性化起業人として活用することができます。
 - ・ 三大都市圏内
 - ・ 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
- また、企業在職時から、企業等が所在する指定都市、中核市または県庁所在市以外か

ら通勤していたなど、上記以外に居住している者については、在職時から転居していない場合に限り対象となります。ただし、現に受入自治体の区域内に居住する者を活用することはできません。

- また、在職していた企業が受入自治体と同一道県内に所在する場合は活用することはできません。

Q22 地域活性化起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事させないこととは、具体的にどのようなことでしょうか。

- 現在、受入れ中の地域活性化起業人がいる場合に、派遣元企業の取り扱う事業分野に関する請負契約等の入札にあたり、仕様書や計画の作成などに当該起業人を参加させるなど、地域活性化起業人が所属していることで当該入札の公平性が疑われるような業務に従事させないことを想定しています。

自治体として説明責任が適切に果たされるよう、自治体の財務規則等に則った上で、地域活性化起業人の業務管理を行うようにしてください。

Q23 月の途中で地域活性化起業人を受け入れた場合、月割により計算した額を算出する際に、受入月は算入してよいでしょうか。

- 月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額としますので、翌月分からの算入となります。

なお、月の初日が土日祝日の場合には、月の最初の営業日を基準日とすることも可能です。

【別添】

「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」

「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」

「シニア型地域活性化起業人契約等チェックリスト」

企業派遣型地域活性化起業人 協定チェックリスト

協定の締結に際し、受入自治体と派遣元企業にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 派遣元企業は以下のいずれかに所在すること。
 - ・三大都市圏
 - ・三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
- 起業人は、派遣元企業において入社後3月以上の勤務歴があること。
- 起業人は派遣元企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上を受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 同一の派遣元企業からの起業人の受入れが3年以内であること。(ただし、前回の本制度対象終了時から1年を経過した場合には、前回対象となっていた派遣元企業からの受入れであっても本制度の対象となる。)
- 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- 協定書に「企業派遣型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。
- 協定書に派遣元企業への負担金等の支払の記載があること。
- 業務委託契約ではなく、協定となっていること。
- 同一の派遣元企業から企業派遣型地域活性化起業人としての派遣人数が2名以内となっていること。
- 受入自治体から、従前より（起業人制度以外）、給与等が支払われていないこと。

【三大都市圏に所在する企業の場合】

□ 受入自治体は、以下の市町村であること。

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り
組む市町村及び人口減少率が高い市町村

【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業の場合】

□ 受入自治体は、上記①、②のうち、指定都市、中核市または県庁所在市以外の市町
村であること。

□ 派遣元企業は、受入自治体と同一道県内に所在する企業でないこと。

【問合せ先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp

副業型地域活性化起業人 契約等チェックリスト

契約等の締結に際し、受入自治体と副業型地域活性化起業人になろうとする者にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 起業人が勤務する企業等は以下のいずれかに所在すること。
 - ・三大都市圏
 - ・三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。
- 起業人は、勤務する企業等から、起業人になる旨の承諾等を事前に得ていること。
(受入自治体への承諾書等の提出が必要)
- 起業人の勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 起業人は同時期に他の自治体でも起業人となっていないこと。
- 起業人は同時期に企業派遣型と副業型を兼ねていないこと。
- 過去に他の自治体において起業人として活動した実績の有無を本人に確認していること。
- 契約書等に「副業型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。

【三大都市圏に所在する企業の場合】

- 受入自治体は、以下の市町村であること。
 - ①三大都市圏外の市町村
 - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業の場合】

- 受入自治体は、上記①、②のうち、指定都市、中核市または県庁所在市以外の市町村であること。
- 起業人が勤務する企業等は、受入自治体と同一道県内に所在する企業でないこと。

【問合せ先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikikasseika1@soumu.go.jp

シニア型地域活性化起業人 契約等チェックリスト

契約等の締結に際し、受入自治体とシニア型地域活性化起業人になろうとする者にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。
- 受入開始日が、在職していた企業等を退職した日からおおむね5年以内であること。
(受入自治体への退職証明書等の書類の提出が必要)
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 他の自治体において起業人として活動した実績の有無を本人に確認していること。
- 契約書等に「シニア型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。

【三大都市圏内に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 受入自治体は、以下の市町村であること。
 - ①三大都市圏外の市町村
 - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
- 起業人は、現に三大都市圏内に居住していること。三大都市圏外に居住している場合は、在職時から転居していないこと。
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に居住する者でないこと。

【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 受入自治体は上記①、②のうち、指定都市、中核市または県庁所在市以外の市町村であること。
- 受入自治体と所在する企業等が同一道県内でないこと。
- 起業人は、現に以下のいずれかに居住していること。
 - 三大都市圏内
 - 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
 - 上記以外の場合は、在職時から転居していないこと
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に居住する者でないこと

【問合先】

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：chiikasseika1@soumu.go.jp